**平成３０年（フ）第１１９号**
函館市杉並町17番２―104号（住民票上の住所）
債務者　佐藤　琴美（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３４号**
函館市白鳥町７番21号
債務者　塩谷　福子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第２８号**
宮城県石巻市駅前北通り１丁目16番３号　市営駅前北通り復興住宅305号、前住所宮城県石巻市開成１番地48　仮設開成第十団地３―１号
債務者　佐藤　義廣
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成３０年（フ）第４２号**
岡山県倉敷市北畝６丁目15番23号
債務者　永冶　祐子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第２４４号**
北九州市小倉北区井堀１丁目10番21―105号
債務者　松尾　純子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２６７号**
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目13番13―502号
債務者　金森　康子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２７０号**
福岡県中間市中尾２丁目９番18号、住民票上の住所北九州市小倉南区北方３丁目52番８号（光荘８号）
債務者　赤星　美香
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２３号**
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢鳥の海前22番地45
債務者　高橋タヱ子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成３０年（フ）第３１３号**
さいたま市西区大字土屋507番地10
債務者　高橋　雅代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第３２９号**
埼玉県桶川市泉１丁目３番15号　ベルトピア桶川205号
債務者　鷲田　浩之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第５２４号**
さいたま市岩槻区南平野４丁目５番地７　バリュージュ南平野202
債務者　須貝　良寛
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成３０年（フ）第７号**
千葉県香取市小見川716番地１　ハイツヤワタ14　103号室
債務者　日下ミユキ
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

**平成３０年（フ）第１０８号**
大阪府和泉市室堂町96番地の１―214
債務者　梅原　　猛
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第１２４号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目14番24―８号
債務者　奥野　浩史
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第１４２号**
大阪府貝塚市半田２丁目12番10号　Ｋ号
債務者　川越　友美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第１６１号**
大阪府和泉市繁和町４番６―508号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成３０年（フ）第１６９号**
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1011番地の１―203
債務者　丸田　賢司（旧姓小崎）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係